



発行 東京都

目次

44

○職員 訓 令 職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部改正……………（総務局人事課）…

○学校職員 訓 令 (教) 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正……………

○職員 規 程 (水) 職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部改正……………

○東京都水道局職員 規 程 (下水) 東京都水道局職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程……………

○東京都下水道局職員 規 程 東京都下水道局職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程……………

訓 令

●東京都訓令第十五号

職員の兼業許可等に関する事務取扱規程（昭和四十六年東京都訓令甲第六十九号）の
支 庁 中 一 般
事 業 所
取 用 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

第一条中「、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号）」を「、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号）等」に改める。

第三条中「行なおう」を「行おう」に、「別記様式」を「別記第一号様式」に改める。第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「寄付行為」を「寄附行為」に改め、同条第二項中「前条」を「第八条」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例）

第九条 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十条の規定に基づき、非常勤の消防団員と兼業しようとするときは、第三条の規定にかかわらず、あらかじめ別記第二号様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

2 許可権者は、職員から前項の規定による兼業の許可の申請があつたときは、第五条の規定にかかわらず、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、当該兼業を許可しなければならない。

3 第四条及び第六条から前条までの規定は、第一項の兼業の許可について準用する。

この場合において、第七条中「第五条の規定に該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。

別記様式中「別記様式」を「別記第一号様式（第3条、第6条関係）」に改め、同様式を別記第一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式 (第9条関係)

1 兼業者		所属	都道府県	区市町村
		職名	兼業者定期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 兼業先消防団		消防団名	(根拠法令)	
3 兼業先職種		職種名	従事職務内容	
4 兼業先勤務内容		従事職務内容	必要とする回数・時間	
5 兼業先報酬		報酬等の額	年額報酬 円 / 年	
6 兼業先出動手当		出動手当	円 / 回	
7 兼業先その他		その他		
その他の兼業				

上記のとおり兼業したいので申請します。

年 月 日 氏名

年 月 日 氏名

月 日から 月 日までの期間について、上記のとおり兼業したことを報告します。

年 月 日 氏名

(日本工業規格A列4番)

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第八号

- 都立高等学校
- 都立中等教育学校
- 都立特別支援学校
- 都立中学校

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十五日

東京都教育委員会

第一条中「及び営利企業等の従事制限に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号)」を「営利企業等の従事制限に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号)等」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の特例)

第六条の二 学校職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成二十五年法律第百十号)第十条の規定に基づき、非常勤の消防団員と兼業を行うおうとするときは、第三条の規定にかかわらず、あらかじめ別に定める様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

2 許可権者は、学校職員から前項の規定による兼業の許可の申請があつたときは、第五条の規定にかかわらず、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、当該兼業を許可しなければならない。

3 第四条、前条、第十一条及び第十三条の規定は、第一項の兼業の許可について準用する。この場合において、第六条中「前条の規定に該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。

●東京都教育委員会訓令第九号

教 育 庁
 教 育 事 務 所
 教 育 庁 出 張 所
 事 業 所

職員の兼業許可等に関する事務取扱規程（昭和四十七年東京都教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十五日

東京都教育委員会

第一条中「及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号）」を、「営利企業等の従事制限に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号）等」に改める。

第三条中「行なおう」を「行おう」に、「別記様式」を「別記第一号様式」に改める。
 第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「寄付行為」を「寄附行為」に改め、同条第二項中「前条」を「第八条」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例）

第九条 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十条の規定に基づき、非常勤の消防団員と兼業を行おうとするときは、第三条の規定にかかわらず、あらかじめ別記第二号様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

2 許可権者は、職員から前項の規定による兼業の許可の申請があつたときは、第五条の規定にかかわらず、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、当該兼業を許可しなければならない。

3 第四条及び第六条から前条までの規定は、第一項の兼業の許可について準用する。
 この場合において、第七条中「第五条の規定に該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。

別記様式中「別記様式」を「別記」に改め、同様式を第1号様式（第3条、第6条関係）に改め、同様式を

別記第一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式(第6条、第9条関係)

兼 業 者		許 可 申 請 書 (消防団員との兼業)	
実 績 報 告			
1 兼 業 者	所 属	従 事 職 務 内 容	
職 名			
氏 名			
2 兼 業 先 消 防 団			
消 防 団 名 (根 拠 法 令)			
役 職 名			
従 事 業 務 内 容			
業 務 従 事 地	都 道 府 県	区 市 町 村	
兼 業 予 定 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
必 要 と す る 回 数 ・ 時 間	週 ・ 月 ・ 年 ・ 計 回 ・ 時 間、 勤 務 時 間 (内 ・ 外)	1 回 時 間、 往 復 時 間 (: :)	
報 酬 等 の 額	年 額 報 酬	円 / 年	
	出 動 手 当	円 / 回	
そ の 他			
そ の 他 の 兼 業	上記のとおり兼業したいので申請します。 殿		
	年 月 日	氏 名	
	月 日から 月 日 までの期間について、上記のとおり兼業したことを報告します。 殿	年 月 日 氏 名	

(日本工業規格A列4番)

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第十一号

東京都水道局職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

東京都水道局長 吉 田 永

程 東京都水道局職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の兼業許可等に関する事務取扱規程(平成十五年東京都水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び営利企業等の従事制限に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号)の規定に基づく、」を、「営利企業等の従事制限に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号)等の規定に基づき」に改める。

第二条第三号の次に次の一号を加える。

四 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成二十五年法律第一百十号)第十条の規定に基づき非常勤の消防団員と兼業するとき。

第五条の次に次の一条を加える。

(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例)

第五条の二 許可権者は、職員から第二条第四号に掲げる兼業の許可の申請があったときは、前条の規定にかかわらず、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、当該兼業を許可しなければならない。

2 前項の規定により兼業の許可を受けた場合において、第七条中「第五条各号のいずれかに該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生じる」と読み替えるものとする。

別記様式中「別記様式(第3条関係)」や「別記様式(第3条、第6条関係)」

「従事業務内容」

を

「従事業務内容」

(規程第2条第 号による。)

に

改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十二号

東京都下水道局職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

東京都下水道局長 松 浦 將 行

規程 東京都下水道局職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員の兼業許可等に関する事務取扱規程(昭和四十七年東京都下水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び営利企業等の従事制限に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号)」を、「営利企業等の従事制限に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第二号)等」に改める。

第三条中「行なおう」を「行おう」に、「別記様式」を「別記第一号様式」に改める。第十条を第十一条とする。

第九条第二項中「前条」を「第八条」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例)

第九条 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成二十五年法律第百十号)第十条の規定に基づき、非常勤の消防団員と兼業しようとするとき

は、第三条の規定にかかわらず、あらかじめ別記第二号様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

2 許可権者は、職員から前項の規定による兼業の許可の申請があつたときは、第五条の規定にかかわらず、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、当該兼業を許可しなければならない。

3 第四条及び第六条から前条までの規定は、第一項の兼業の許可について準用する。

この場合において、第七条中「第五条の規定に該当する」とあるのは「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。

「別記

別記様式中「別記様式(第3条関係)」を

第1号様式(第3条、第6条関係)」に

改め、同様式を別記第一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式 (第6条、第9条関係)

兼業 {許可申請書} (消防団員との兼業)
兼業 {実績報告書}

1 兼業者		所属	職名	氏名	消防団名 (根拠法令)	消防団名	職名	氏名	消防団員との兼業
2 兼業先消防団									
従事業務内容									
兼業予定期間	新規・更新(更新の場合は前回許可番号=)	年	月	日から	年	月	日まで		
必要とする回数・時間	週・月・年・計	回	時間、勤務時間(内・外)	1回	時間、往復	時間	:	:	()
報酬等の額	年額報酬	円 / 年							
	出勤手当	円 / 回							
その他の兼業	その他								
	上記のとおり兼業したいので申請します。 年 月 日 氏名								
報告します。 年 月 日 氏名									

(日本工業規格A列4番)

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一〇一〇一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

